

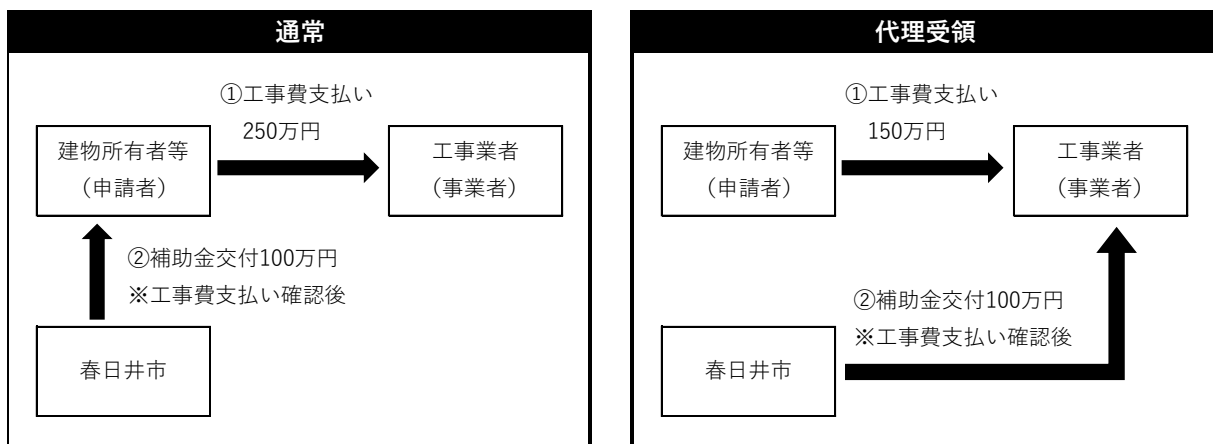
春日井市耐震関連事業補助金 代理受領制度のご案内

春日井市では、令和2年4月から耐震関連事業補助金の代理受領制度が利用可能になりました。

代理受領制度の概要

建物を所有する方など（申請者）が春日井市の補助金を受けて耐震改修工事等を行う場合に、工事の請負業者等（事業者）に補助金の受領を委任することで、事業者が直接補助金を受領することができる制度です。これにより、申請者は、補助金相当額を除いた工事費等を用意すればよいため、当初の費用負担が軽減されます。

(例) 木造住宅の耐震改修工事で、工事費 250 万円、補助金 100 万円の場合



代理受領制度が利用可能な補助事業

- ・ 木造住宅耐震改修等事業補助事業
- ・ 木造住宅段階的耐震改修費補助事業
- ・ 木造住宅除却費補助事業
- ・ 非木造住宅・建築物耐震診断費補助事業
- ・ 非木造住宅耐震改修設計費、耐震改修費補助事業
- ・ 耐震シェルター整備費補助事業
- ・ ブロック塀等撤去費補助事業
- ・ 耐震診断義務化建築物耐震改修事業補助事業
- ・ 要安全確認計画記載建築物除去費補助事業

代理受領制度の利用の手続方法

- ・補助金の交付申請から実績報告までの間に、補助金受領委任払申請書の提出が必要です。申請書の様式は各補助事業により異なりますので、住宅政策課までお問い合わせください。
- ・補助金の交付を決定し、かつ、補助金受領委任払の申請を承認したときは、工事業者等（事業者）に対して、補助金受領委任払承認通知書を交付します。
- ・代理受領制度の利用にあたっては、建物所有者等（申請者）と設計者や工事業者等（事業者）との間で合意が必要です。双方で協議したうえで手続きしてください。

〈お問い合わせ先〉

まちづくり推進部住宅政策課

TEL 0568-85-6293

FAX 0568-85-0991